

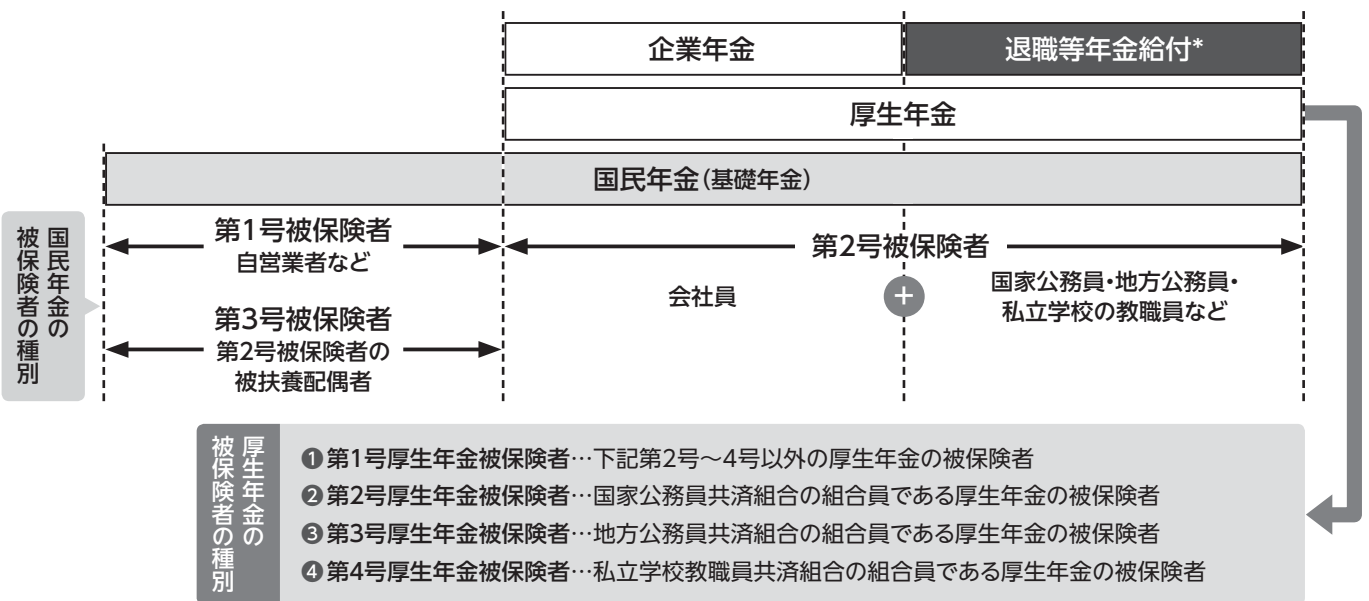
公的年金制度のしくみ① ~老齢厚生年金~



1 年金制度のしくみ

現在の公的年金制度は、全国民を対象とした国民年金(基礎年金)が厚生年金の被保険者やその被扶養者である配偶者に適用され、厚生年金は原則としてその上乗せの年金となっています。

公的年金制度の体系



*退職等年金給付について 共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「退職等年金給付」が創設されました。「退職等年金給付」は平成27年10月以降の組合員期間がある場合に支給されますが、平成27年9月30日以前の組合員期間がある場合は、「経過的職域加算額」が加算されて支給されます。

2 老齢厚生年金の支給要件・支給開始年齢

老齢厚生年金は原則として、被保険者(組合員)期間などが10年以上で、かつ65歳以上であるときに支給されることとなっています。しかし、生年月日に応じて支給開始年齢の特例があります。

●一般組合員

生年月日	特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

●特定消防組合員

※消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員

生年月日	特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢
昭和30年4月2日～昭和34年4月1日	60歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	61歳
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳
昭和42年4月2日以後	65歳

インターネットで将来の年金見込額を閲覧できます

地共済年金情報Webサイトをご利用いただきますと、ご自身の年金見込額等(※)の年金個人情報をパソコンで閲覧することができます。是非ご活用ください。

ただし、すでに老齢または退職の年金を受給されている方、および老齢厚生(退職共済)年金の支給開始年齢に到達されている方はご利用いただけません。

(※)年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

地共済年金情報Webサイト

検索

全国市町村職員共済組合連合会ホームページからもアクセスいただけます。
24時間365日利用可能(サーバーのメンテナンス時を除く。)

ご利用申込みの簡単な流れ

地共済年金情報 Webサイトにアクセス

ご利用申込み

(基礎年金番号・氏名・生年月日等を入力する)

ユーザー ID通知書受領

ログイン

相談窓口(Webサイト用)

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課
☎03-5210-4607 (9時～17時(土・日・祝日を除く))